

B 39



我が日本に最も適當不可缺の宗教は

斯民と斯教

天に在す父の言ミコトノコト即ちハリストスの正教

京 東
年一十四治明

所輯編會本教正

258
772

ハリストス正教
傳道短話

斯民と斯教

我が日本國民に最も適當不可缺の宗教は、天に在る父の言即ち斯のハリストスの正教であります。

斯教は世に耶蘇教又キリスト教と申しますが、抑我等の信ずるハリストス正

教は、眞の神即ち斯の世界と我等萬民を御造りになつた所の、天地の眞理大法を立て今に之を護り給ふ所の神の御立てになつた教でありますから、世界中何處にも適當して、何れの國民にも合はないと云ふことはありません、苟も人として智慧と良心を持てざる者には、斯の眞の道なる神の宗教は、しばらくも缺ではならぬ教であります。されば彼の太陽が英米國民に必要な通り、我が日本國

我が日本に適當の宗教



民にも必要など云ふことを認むる。お方は、無論真理の太陽なるハリストス眞の神を己が生命の上に一大必要などいふことを認めなくてはなりません。斯の空氣が露佛獨國民に缺ではならぬといふとに異論のないお方は、同じく靈魂の空氣なる主神の教が我等日本人の生命にも無くてならぬといふ事に異論のある筈もありません。所が實際に於て、斯の善美な神の教が我等日本國民の間に認められないで、動もすれば諱み嫌はれる様な傾きがあるのは、如何いふ理でしやうか。其は人に因て色々な事情もあるでしやうが、一口にいはいはゞ、まだ一向斯の教を調べて見た事がないか、或は多少調べたとしても、先づ己が心に斯の教は悪い者といふ豫断を満たせて懸る所から、とても限りなき神の教の眞理は分らぬのであります。そこで我等は茲に正直な同胞の爲に、公平に聴く兄弟諸君の爲に、斯の宗教はどうでも我等國民に最も適當不可缺の教であるといふことをお話し申しました。細かに其箇條を分けて申せば、いくらでも澤山ありますが、今は時間が

あつませぬから、大略左の七箇條に付てだけ申上げました。

〔第一〕 我が日本國民は神代(上古)の始めから、最も確かに人間以上に神といふ能力の優れた御方が在して、人々を恵み佑けて下さるといふことを信ずる民でした。世界中何れの國民も、神を敬はない者はありませんけれども、我が大和民族は、最も非常に神を敬ふ所の民でした、而して己が先祖に神を有することを誇り、自分らは神の子、神の裔であるといふて榮とする者であるとは、我が國の歴史上皆さんのよく御存じのことでした。固り是の中には多少の妄信も混交してありますけれども、宗教上眞理の片は確かに是の中に彰はれてあります。そこにハリストスの正教は、如何いふことを教へるかと申すに、乃ち斯の日本國民の信仰に應じて、最も明かに人間以上にいと能力と恵みの優れた眞の神を知らせ、今まで朦朧として信じてゐたのを、今度からは明徹と知らせ、我等人間はどうしても神を敬ひ、其お佑けと護りを得なくては眞實に人として立ち行く者でないといふこと

を教へる者であります。此通り神を敬ひ、其恵みに依ることを勸むるハリストスの正教は、乃ち大に神を敬ふ所の我が日本國民に、最も適當ではありませんか。又此地球上に於ける國々の中には、忽ち榮え、忽ち衰へ、其天佑—神の佑け—を失ふて既に亡びた者も少からずありますが、我が大日本帝國は、建國の始めから、大約三千年の歴史を通して今日に至るまで、榮ゆる一方で、曾て衰へたとなく上には萬世一系の寶祚を踐み給ふ 天皇陛下を戴き、下には忠勇無双の蒼生の献身的奮勉と其他の善行を以て輝き、今や皇國の光は四海八筵に届かぬ隈はない程に榮えつゝ、あるのは、是れ確かに『上よりの力』神よりの佑けに因る者です。若も上に聰明睿智なる 天皇陛下の御稜威を負ふことが無かつたならば、下に百萬の將校下士卒が、いくら働いたからとて、眞實の凱歌を唱ふることが出来る者ではありません。其通り上に神全能者の御佑け御護りが無かつたならば、下にいくら億兆が肉の智慧と物質ばかりの進歩が有たからとて、眞實に國家の光榮とはなりません。

されば我が朝の歴史を案ずるに、神武天皇初め代々の天子様、皆深く厚く神を敬はせられ、仁愛と凡ての善徳に富ませ給ひ、延いて一國民の風が是の神を敬ふと國を愛するとは離る可らざる本分の様に行はれてゐます。されば斯る國民の中に、いと善美な敬神愛國を教ふる所のハリストス教が行はれるのは、實に適當不可缺の事で、どうしてもツと早く之が傳へられなかつたかと思ふ程です。或は我が國の神とハリストス教の神とは違ふといふ方もありまじやうが、眞の神に二つはありません。天地萬物をお造りになつた唯一つの神、之を古は内外國民が互に交際せず、又智慧が開けなかつた爲に、同じ者を銘々別々の様に間違へてをツたのです。けれども何處の國でも、誤つて色々澤山な神を信ずる中に、きつと一つは一番貴い上の者を信じてゐます。支那人が古來『天』を一番貴んでゐましたのも、我が國民が『天之御中主之神』を一番貴い神と信じてゐたのも、皆是れ眞の神造物主に當ります。斯の神は、確かに全世界萬民の爲に『天の父』でありまして、我

ら人間は皆恵みに因りて神の子となるべき者であります。我が國民の中に自分を神の子、神の裔と信ずる流儀の存つてゐたのも、つまり斯の眞理の破片が殘つてゐたのでして、乃ち我らは靈魂に於て天の父なる神の恩寵に依て、其子となるべき筈の者です。天の父は決して人間の様な肉体がある者ではありませんから、我らは決して肉体に於て神から生れた子孫ではありません。我らは勿論靈魂身体共に、其初め神から造られた者で、今は其父母から生れるけれども神の立てられた理法に因て出来るのですから、今日とても神は我らの爲に造物主であります。そこで我ら人間は素神に對して主僕の關係でしたが、其が今や我らハリストス教者は神を父と呼んで、我らは其子となり、茲にいと賤き民もいと尊い神に對して親子の關係となる喜ばしい次第となりますのは、外ではありません。神の獨生子なる主イ、ス、ハリストスが我等億兆の罪の贖ひの爲に世にお降りになつて、我ら人間の兄弟となり給ひ、我らを導いて、天に在す父の家、即ちいとありが

たい恵みの中に入る事が出来る様にして下さつたからであります。彼ハリストス教信者が、屢し祈禱に唱ふる所の『天ニ在ス我等ノ父ヨ』(六の九)といふ祈禱は實にハリストス神の獨生子が、甫めて其門徒等に教へて下さつたのであります。『乃チ子タルノ神我等ガ之ニ由リテアウワ父ヨト呼ブ者ヲ受ケタリ』(十五)。

此様な次第で、神を敬ふ國民に、神を敬ふ宗教は、決して不適當ではありませぬ、彼の無神論唯物主義こそ我が國には極めて不適當であります。

〔第二〕 我が日本國民には古來至上の神を敬ふのみならず、又皇祖 皇宗の靈とおほせいの聖賢、義人、忠臣、孝子、及び其他の善行者を敬ひ、永く記念するの風があります。尤も其中には誤つて彼らを敬ふの餘り、之を神として祭り或は善くない者をも尊んで祀る様な弊もありましたが、此れは未だ眞理の光に照らされない時代の弊害でして、固り謬れるとて、人文の開けるにつれて斯る謬りは段々に正され、迷ひは悟りに基く様になります。併し古の聖賢を聖賢として尊

び(固り之を神として拜むのは悪いけれども)、善行者を記念して我らも其の善行に倣ふことを務めるのは、悪いとでないのみならず、道徳上大に利益あることであります。此の様な國風を以て、ハリストスの正教を顧みるに、よく似た所があります。乃ち正教では、固り唯一の主神を此上なく尊び、決して其他の者を彼れと同じ神として尊ぶとは許しません。けれども神の外にハリストス神の母とおほせいの天使や衆聖人の靈を尊び、之に相當の敬拜と記念を致します。此は聖書に基く眞理で、我らの正教の外、ロマカトリック教でも、此通り定理として教へてをります。固り天使は天使として敬ふのです、いくら尊い天使でも之に神たる尊榮を歸することは出来ません。聖人は聖人として之に我らの爲に神に祈つて貰ふを頼むのです。何れの國民でも唯一至尊の帝王を尊ぶ外に其下なる忠臣義人其他國家に勳功のあつた人を尊敬記念するのは往々あることですが、殊に我が日本民族には此風が篤い様です。そこで我が國民が斯のハリストス正教について、

先づ第一の主神を信じ、次におほせいの聖なる者を記念尊敬して、其祈禱を頼み、其善行に則ることを心懸けるのは、我等の天性に合ひ、心衷少からぬ快感を覺ゆることであります。此點についても、我等の信するハリストス正教は、最も大和民族に適當、且つ不可缺の道であります。

右第一と第二の箇條に申し述べましたことは我が日本帝國の歴史上に證明せられて今日に續いてをる事實でござりますが、尙皆様の前に之を確むる爲に、歴史上から其要領を採萃して左に掲げましょう。勿論此中には、多少認められる想ひの混する所もあり、時代の妄信と見るべき點も免れません。けれども此の表に依て、左の二點は、確かに彰はれてをります。

- 一、我が國は上下共に確かに、人間以上に特別人格ある神の存在を信じ、之に對して祈禱、祭儀を行ひ、尊敬、禮拜、感謝の誠意を有て居た事。
- 二、我が國で凡そ本心を有てをる者は、神の天使の如き者を信じ、尙神に近

く進むべき尊者が生存する者として、尊敬記念して居た事。此れだけの要點が認めらるれば、其他の枝葉は深く問ふ所でない、或は妄信としても、宗教以外の事としてもよい。まア此れから列擧する所を考へてごらんなさい。

紀元前 神代

天兒屋根命甫メテ神事ヲ司リ、天太玉命ト偕ニ天神ニ祈禱ヲ行ヒ給フ。
(舊事記)

紀元元年 神武天皇

三種ノ神器ヲ正殿ニ奉ズ。
(日本書紀)

全 四年 全

皇祖天神ヲ鳥見山ニ祀ル。
(全上)

五六九年 崇神天皇

神器ヲ大和ノ笠縫邑ニ奉ジ、天照大神ヲ祭り、皇女豊鍬入姫ニ命ジテ祀事ニ侍掌セシム。
(全)

五七〇年 全

天社、國社、及神地、神戸ヲ定ム、是ヨリ疫病息ミ五穀既ニ成テ百姓豊ナリ。
(全)

五七二年 全

兵器ヲ以テ、墨坂神、及大坂神ヲ祀ル。其前、先帝神誨アリシヲ以テナリ。
(書紀)

六五六年 垂仁天皇

天照大神ノ廟ヲ伊勢ノ度會ニ遷シ、皇女倭姫、齊ヲ奉ズ。
(日本書紀)

七三三年 景行天皇

屋主忍男武雄心命ヲ遣シテ、紀伊ノ群神ヲ祀ラシム。
(全)

七五〇年 全

五百野皇女ヲシテ天照大神ヲ祭ラシム。
(全)

一一三八、 雄略天皇

丹波ノ豊受大神ヲ遷シテ伊勢ノ山田ニ祀ル、之ヲ外宮ト曰フ。
(全)

一二五九、 推古天皇

四月、地震ヒ屋舎悉ク壊ル、乃チ四方ニ命ジテ地震神ヲ祭ラシム。
(全)

一三〇二、 皇極天皇

六月、大旱アリ、八月天皇、南淵河上ニ幸シ、親ラ雨ヲ祈ル、大雨五日天下ヲ潤ス、百姓萬歳ヲ稱シ至徳天皇ト曰フ。
(全)

一三三五、 天武天皇

風神ヲ龍田ノ立野ニ祀ル。
(全)

一三九一、 聖武天皇

神祇官、庭火御竈四時祭祀ヲ奏シ、永ク常例トナス。
(續日本紀)

一四二九、 孝謙重祚

九月、天皇道鏡ノ事ニ付き、清齋ヲシテ往テ八幡ノ

一四三一、光仁天皇
 一四五〇、桓武天皇
 一五一一、仁明天皇
 一五三〇、清和天皇

神命ヲ聽カシム。清應歸リテ姦僧ヲ誅スルノ神話ヲ奏シ、道鏡大ニ怒リテ彼ヲ流刑ニ處ス。(續日) 天下ノ諸國ニ疫神ヲ祭ラシム。(全) 神祇官ノ曹司ニ於テ神今食ノ事ヲ行フ。(全) 大原野ノ祭儀ヲ制ス。(全) 十月、霖雨止マズ、加茂貴布禰神ニ奉幣シテ晴ヲ祈ル。(三代實錄)

一五四九、宇多天皇
 一五五〇、全
 一五五八、醍醐天皇
 全

十一月、甫メテ賀茂ノ臨時祭ヲ修ス。(大鏡) 天皇、天地四方屬星山陵ヲ拜ス。(年中行事) 八社ニ奉幣シテ疫癘ヲ祈除ス。(日本紀畧) 六月、天下大ニ疫スルヲ以テ建禮門外ニ大拔ス(扶桑略記)

一五九二、朱雀天皇
 一五九五、全
 一五九九、全

大神寶使ヲ發ス。(貞信公記) 諸社ニ奉幣シテ平ニ海賊ヲ祈ル。(日本紀略) 祭主ニ命ジテ坂東ノ兵亂ヲ禳フ。(全) 九月、京師ノ街衢ニ木ヲ刻テ神トナシ、兒童群集

一七五〇、堀河天皇
 一九二八、龜山天皇

シテ供敬禮拜ス。(扶桑) 正月、天皇始メテ四方拜ヲ行フ。(中右記) 二月、廿二社ニ奉幣シテ蒙古ノ難ヲ弭メンコトヲ禱ル。(帝王編年記)

全
 一九三三、全
 一九三七、後宇多天皇
 一九五三、伏見天皇

全
 四月、蒙古ノ難ヲ以テ藤原通雅ヲ伊勢ニ遣ハシ、宸筆ノ宣命及幣ヲ大神宮ニ奉ズ。(五代帝王物語) 十一月、宣命ヲ箱崎八幡社ニ納メ、海内ノ靖安ヲ祈ル。(八幡愚童訓)

二〇五三、後小松天皇

元寇ヲ弭ルコトヲ十二社ニ祈ル。(興福寺略年代記) 伊勢ノ風ノ社ヲ陸セテ風宮ト爲シ、蒙古ノ難、平グヲ賽ス。(伊勢兩神宮末社記) 大將軍義滿願アリテ鎌倉若宮ノ鳥居ヲ立ツ。(南方紀傳)

二〇六〇、全
 二〇七三、稱光天皇

豐受大神宮ヲ正殿ニ遷ス。(神鏡記談) 管領持氏、大鳥居ヲ由比濱ニ建ツ。(由比濱大鳥居再興記)

二〇七九、 稱光天皇

八月、奉幣シテ年穀ヲ祈ル、是ヨリ先觀應元年之ヲ行ヒ中絶セシヲ此ニ至テ之ヲ復ス。(看聞御記)

二〇八五、 全

義持下御靈社ヲ造ル。

(下御靈社略記)

全

此歳、加茂社ヲ造ル。

(加茂注進雜狀)

二〇九〇、 後花園天皇

下總香取大宮司元房、神祠ヲ造營ス、是ヨリ先類廢スルコト數十年。

(香取大宮司文書)

二一六六、 後栢原天皇

閏十一月四日、藏人頭藤原尙顯ヲ石清水ニ遣ハシ、以テ長明燈ヲ續シム、是ヨリ先、燈火滅シテ數年、是ニ至リ天火ヲ取テ之ヲ續グ。

(宣胤記)

二一七四、 全

蘆名盛高、伊佐須美社ヲ造ル。

(塔寺村八幡長帳)

二二〇二、 後奈良天皇

北條氏康、鶴岡ノ鳥居ヲ建ツ。

(相州兵亂記)

二二三三、 正親町天皇

信長、熱田神社ヲ修ス。

(熱田問答)

二二四四、 全

秀吉、金五百兩米千石ヲ伊勢神宮ニ献シ、以テ遷宮ノ費ニ充ツ。

(國爐閑談)

二二五九、 後陽成天皇

日本紀ヲ新刻シテ伊勢神宮ニ納ム。

(御湯殿上日記 司家日記)

二二五九、 後陽成天皇

豐國社成ル、使ヲ使ハシテ神號ヲ賜ヒ、掲グルニ宸翰ヲ以テス。

(御湯殿上日記)

二二九〇、 明正天皇

家光、江戸山王ノ祠ヲ造ル。

(東武實錄)

二三一一、 後光明天皇

正月、先是諸國ノ民群リテ伊勢神宮ニ詣ツ、函關ヲ過ル者日ニ一千餘人衣服悉ク白シ。

(寬明日記)

二三二八、 靈元天皇

多武峯大職冠祠成ル。

(皇代記事)

二三二九、 全

北野社成ル。(續公卿補任)

(萬年記)

二三六六、 東山天皇

綱吉、根津權現ノ祠ヲ造ル。

(一本續王代一覽)

二四三一、 後桃園天皇

祇園社成ル。

(續公卿補任)

二四三八、 全

石清水八幡宮成ル。

(續公卿補任)

二五二八、 今上天皇

詔シテ贈三位楠正成ノ祠ヲ湊川ニ創メ其子正行等ヲ配祀ス。

(明治史要元鼎私記)

二五二九、 全

詔シテ護良親王祠ヲ鎌倉ニ、宗良親王祠ヲ井伊谷ニ創ム。

(全)

全

新ニ招魂社ヲ東京ニ建ツ。

(全)

二五二九、 今上天皇

七月、官制位階ヲ改定シ……神祇官ヲ以テ太政官ノ上ニ列ス。
(職官表)

二五三八、

六月、春分及ビ秋分ノ日ヲ以テ皇靈祭ヲ行フヲ定メラル。

二五四五 全

岩城國 靈山神社 (祭神ハ源親房) ヲ別格官幣社ニ列ス。
(官報)

二五四九、 全

六月、大和國 吉野山ニ社殿ヲ創立シ官幣中社ニ列セラル。
(祭神ハ後醍醐天皇、藤原資朝、兒島範長、全高德) 櫻山、越後、及ビ土居通増、得能通綱等。
(内務省告示)

二五四九、 全

二月、憲法發布ニ付テ皇祖 皇宗ノ神靈ニ告文ヲ發セラル、其威靈ニ感謝シ、及ビ其神祐ヲ禱リ給フ。

此通り我が朝野の信念が有た事は甚だ明かです。

其他陛下の勅語に『天祐ヲ保有シ……』の尊き御言あるは固り、幾多の戦死者の忠魂を尊敬記念し、維新の際國難に殉じた志士の英靈を慰め貴ぶの式典を行ふが如き、爾來最近の事實は、まだ皆様の耳目に新しく覺えてゐらるゝことでしやう

から、此には略しました。

〔第三〕

右の表に依て推測することが出来ませんが我が日本國民は、確かに靈魂の不死を信じてゐます。尤も頃日になつて『なに靈魂が生きてゐる者か身体が死んだら靈魂も滅えてしまふ』といふ人もあり、又初めから靈魂の有在を認めない流儀もあります。其は幾千萬人中僅かに幾人と算ふる程の少數で、おほせいの人に目があるのに、一少部分の盲があつたからとて、それで人間は皆目が無いのが眞實だといふ事はありません。俗に所謂『九匹の鼻缺猿』が一匹の鼻の有る猿を見て嘲ツたといふ様な話で、誤でも多數となれば、少數の眞が却て間違かと思はれる様なものもありますが、幸ひに靈魂不死の眞理は、我が國民の上下を通じて大多數に信せられてあります。そこでハリストス教は靈魂の有在を、或宗派の様に外道の迷ひとして斥けず、『身体ハ殺サレテモ靈魂ハ殺サレザル』者として(マトフェイ十の廿八)其永遠に活さるゝことを教へます。此様な教を以て、我が國民の

靈魂 不死の信仰に對するものは、愈々其安心立命を得るについで満足を與へらるゝ次第であります。茲に思ふべきは、我が國民は靈魂の不死を信じますけれども、さて身体が死んで後に、其靈魂は如何なるものやら、さつぱり分りません。或は福か、禍か、眞に前途闇黒です。此暗を照らして、人々の身後に一大光明の希望を與ふる者は、實にハリストス神の教であります。夫れ我が主ハリストス救世主は實に我等萬民の靈魂を永遠の滅びから救ふ爲に此世にお降りになつて、十字架に死んで下さつたのです。されば神の恵みを認め靈魂の救ひを願ふ所の我が同胞國民に、斯の救ひの道なるハリストスの正教は、どうしても無くてはなりません。(マτροφ、二十の二十八、參看)。

〔第四〕 我が日本國民の性質は禮儀に鄭重で、凡てに秩序を重んずる民であります。凡ての式典行事に於て幾んど煩文縉禮に亘る様な嫌もありませんが。其は多端の中の一弊で、之が爲に、我が衆民の禮儀秩序を愛する美點を没却すべきでは

ありません。そこに斯のハリストス正教は、人が神に事ふる禮儀に於て、教會の祭儀、聖務 其他凡ての式典に於て、最も鄭重を極め、最も敬虔の法を以て莊嚴に行はれます。されば何人か試みに何れかの建物の中に入れて、其處に主たる神の聖像もなく、祭壇が何か特別の神事所もなく、俗人の様な者が俗服で神事の眞似を作してゐるのを見て、次に他の聖堂若くは會堂に入り、其處にリツパな聖像が懸けられ、祭壇が備へられ、聖務者は秩序を守り特に潔き祭服を着て祈禱を行ふのを見たならば、果して如何に感ずるでしやう。未だ日本人固有の本心を傷はれない限りは、前者よりも後者の方が、敬神の念を起し、宗教らしくて善いと申しましやう。冠婚葬祭 其他宗教の重大な事に、餘り禮のないのは、人をして不快の感を懷かせる者です。此等の點に付て我が民族の性質にハリストスの正教は、最も適合し、且つ異教の時に於ても鄭重なる禮儀を愛し、秩序を重んじた如く、ハリストス正教に因て、神々鄭重なる禮儀の中に交際し、教會の秩序に従つて敬

虔と善行の世渡りをなすのは、我ら國民の今生來生の幸福の爲に甚だ必要不可欠の事であります。

〔第五〕 忠孝は東洋民族の非常に重んずる美德であります。ハリストス正教は、此二大美德の根本を教へて、其行ひを益々活かす所の教であります。其根本とは何であるか、其は外ではない、『愛』です。ハリストス教で、人の道に最も此上もない大切なこととして、悉くの善行美德の基として教ふる所は『愛』です。第一其神自らが『愛』であります。聖書の名句に『神ハ愛ナリ』といふてある通りです。何人も先づ親を愛する心があればこそ、此心を推して君に忠義を盡す。乃ち何人も先づ神を愛する心があれば、従つて親に孝行もする、君に忠義も盡す。若も神を愛する心がなくてはする忠孝であつたならば、時に偽りがある、或は虚榮を慕ふ所から、又或は虚飾の爲にする流儀もある。けれども在らざる所なく知らざる所なき愛と公義の神を愛して行ふ所の忠孝は、其中に少しの偽りも潛む餘

地がありません。されば『忠臣を求むるに孝子の門に於てす』る筆法は、尙其源に遡りて『忠臣孝子を求むるに愛神者の門に於てし』なければなりません。我等は世の忠孝を主張する夫子等に向つて、先づ斯民に、彼の『天の王』に對して忠義の心を持たせることの必要をお勧め申します。又『天に在す父』に孝行の徳を積むとの重大本分であることを宣言する者であります。若も天の王と天の父に、忠孝の心がなかつたならば、乃ち其人の地に於ける忠孝は、只虚榮的でなければ刑罰を畏るゝ爲か、若くは動物的本能の發動に過ぎない者と謂ふべきでしやう。或は一流の忠孝家は、地上の天子の外に、天の王を尊ぶなどといふのは、不敬だとか、不忠だとか申される方もありませう。けれども地の王に忠義を盡せと教へたのは、確かに天の王であります。そこで天の王を尊び畏るゝものは、國民をして益々地の王者に忠誠ならしめ、眞の忠君愛國を起す所以であります。されば古來忠孝を以て秀づる大和民族は、斯のハリストス正教を以て愈々我が國を眞個の忠孝の輝

く國と致さなくてはなりません。

〔第六〕 大和民族には、二つ相反する性が調和してゐます、一保守と進取。一此二つは最も善くハリストスの正教會に調和して備はり、且つ行はれてゐます。試みにごらん下さい、我が民族は、古來國風の粹を保ち特に國体の美を守るに付て鐵石よりも堅く、此點については、至つて保守主義ですが、外國の者と雖も其一同眞理に合ひ己れと國家に益あるを認むるや、直ちに取て之を己れの者と致します、其弊や時に、過ぎて猿猴の様な模倣的に流るゝともありますが、兎に角一方頑固と見ゆる保守の國民に、此強き進取の氣風が有たればこそ、我が帝國は三百年の長き鎗國の夢から、其覺むるや甚だ速かに、遂に文明進歩の今日あるを致したのであります。其文明たるや、單に物質だけのことでなく、精神界にもすんぶん及んでをります。其進歩たるや、マンモンの流が、目の前には勝てざる様ですけれども、ハリストス神の福音は、人の目には遅々と見ゆる中にも、主全能者の恩

寵に乗じて、今や大日本全國其著しき都會は固り名も聞えぬ村落にも、福音の音信は傳へられつゝあります。心ある人士は聖書の寶典たることを知らぬ者はありません。十字架を戴ける主の堂は、東西兩京と、其他諸方に立てられてあります。數十の傳道者は東西南北に宣傳し。數百の信者は、大牧者の祝福を受くるを望むと、大旱の雲霓に於けるが如く、數千の善男善女は、祈禱と善行を樂み、數萬の信者と不信者は、多忙と誘惑の中にも尙ハリストスの福音に耳を傾けつゝあり。教會財政難の中にも、立つ者は立つ、行はるべき事は行はる、何れを見ても、一方物質界の勢力非常に強き中に、極めて弱き傳道者等の口に因て、我が日本人の中に、十字架の道が承けられ、且つ進みつゝあるのは、是れ明かに我が同胞が進取の氣象に富める所にして、又ハリストス教が、國民に神靈的進歩を示して、彼らに其教理と倫理其他に於て心衷に満足を與ふるからであります。而して其如何に進歩を慕ふも、正教の神立の教理、即ち定理に付ては一毫も變易を

許さず、只之を古の定め通り保ち固めて行くばかりであります。此れは我が國民の保守性が、正教の善良なる保守の教に一致して其美を成す所であります。正教は定理に於ては、何處までも眞理を保守しなければならぬ、けれども其他の事については、出来るだけ我が國の風を守つてをります。他の宗派に西洋人が多に拘はらず、正教會には、大主教と主教の外、一人の西洋人もありません。此の點に付ては我が國民が西洋人をえらい者と思ふて其方に傾く主義に合はない様ですけれども、我々傳道者は日本人だけで遣てをります。衆民が神學の若くは哲學の研究に於ては、其進歩を認め、殊に倫理と善行の進歩に於ては、固より其進歩を望むところではない、大に勧め且つ勵ます所であります。そこで我が國民が古來の美風を守り、眞正なる智識と善行の進歩を願ひ、愈々我が國と民を福にする爲には特に斯の定理を守るに固く善行を進取するに力あるハリストスの正教に就くのは、最も賢き舉動と信じます。正教は決して我が國体と美なる

國風の破壊者ではありません。ハリストス神の言に『我が來レルハ之ヲ毀ツニ非ズ、乃チ之ヲ成サン爲メナリ』とある通りです(マトフェイ五の十七)。

〔第七〕 我が國民が幾多の善行美德に富める中に、著しく秀で且つ輝くは、慈悲の心が深いとて、今に種々な慈善事業は、或は一個人を以て、或は衆人の共同を以て行はれてゐます。今ハリストス神の宗教は、凡ての善行を勸めることは勿論ですが、其中で、憐れな者に慈悲の心深きと、貧しき者や弱き者に慈善を行ふことは、最も美德中の美德として教ふる所です。古來希臘、羅馬、其他何處の國でも、以前は殘酷不人情の行爲が流行てゐたのが、ハリストス教が入てから、忽ち改まつて、富める者は貧しき者に施し、強き者は弱き者を助け、孤兒院、學校、病院、救貧院、養育院、及び赤十字社の如き、其他總ゆる博愛慈善の事業は盛んになりました。我が國ではハリストス教が入てから、まだ年が淺いので、なかく大仕掛の事業は出来ません。けれども信者中には、貧乏な者も、弱い者も、すいぶん善事に働い

てをります。一朝事あれば國家奉公に生命を献げ、既に其勳勞を表彰せられた信者も少くはありません。且つ彼等は人の前に名譽の爲でなく、乃ち神の前に徳を積む爲、乃ち天國に財を積むのですから、よし世の中には一向分らずとも信者として遺るだけの事は遺てをると想ひます。ハリストス教が施し、若くは矜恤の善行を、我ら人に最も重き功德として勸むる教は、舊約に『施シハ人ヲ死罪ヨリ免レシム』と曰ひ、トワト十二の九、新約には『此世ノ財産ヲ有ツ者ニシテ、其兄弟ノ乏シキヲ見テ彼レノ爲ニ己ノ心ヲ閉サバ、神ノ愛安ンゾ其衷ニ在ラン』と曰てありますが、イオアン一公三の十七、特に最も、我等に感動を與ふるは、ハリステアニンが貧者、若くは小き者になす所の矜恤は、直ちにハリストス神に對してなす所の慈善として受けらるゝことであり、而して畏るべき神の審判の時、多くの善行の中、特に矜恤の善行の有無に因て、人々の救ひと滅びの分るゝことであります。乃ち貧者に多く矜恤の功德を積んだ者は、神、天の王から『我が父

ニ祝福セラレシ者ヨ、來リテ創世以來、爾等ノ爲ニ備ヘラレタル國ヲ嗣ゲヨ』との嘉ばしき宣告を受け(マト五、廿五)、之に反して無慈悲であつた者は『詛ハレシ者ヨ、我(神)ヲ離レテ永遠ノ火ニ往ケ』との畏ろしい宣告を受る事であります(全上、四十二)。

此通り太く無慈悲を戒め、極めて慈悲を勸むる所のハリストス正教が、此慈悲深い日本國民に適當なのは、敢て多言を要しません。而して國民の此天然の慈悲心をして益價值あらしめ、此世の朽つべき褒賞よりも、進んで天の朽ちざる光榮を望むに至らしむるには、どうしてもハリストス神の教に因らなければなりません。特に動もすれば、人は己が罪の爲に、此本性の善を失ひ、愆が深くて我利亡者となつて永遠に滅びてしまはうとする様な澆季の世の中には、益々ハリストス救世主の眞の宗教が無くてはなりません。

嗚呼、日夜罪の淵に溺れて生氣が切れかゝつてをる者は、如何に憐れな有様でしやう。されど我ら罪人の溺るゝ淵は、いくら深くても、神の憐みの淵は、尙深く廣くあ

ります。嗚呼、年中心に慾の焔を燃して、此世から己れに地獄の火を起す所の不徳義不敬虔の靈魂程憫れな者が果して何處に在りましやう。されど其地獄の火は如何にきつくと、神の愛の火に勝つとは出来ません。愛の火は、いと柔かに我らを煖めてくだされます。其れに眞の神は恩寵の泉です、神、聖神は生命の水を我らに灌いてくだされます。さよう罪を悔いて信仰と謙遜を以て、之を求むる人の爲にです。聖書に『求メヨ、然ラバ爾等ニ與ヘラレン』とある通り(マト5イ)、自ら神に求め、願ふ人の爲には、必ず恩寵が與へられます。自由にして求めない人まで、神は恩寵の押賣をする者ではありません。

嗚呼我が日本の存立と光榮の爲に最も適當にして利益あり、我が國民の善行と永遠の運命の爲に、最も必要にして不可缺の宗教は、實に斯の眞の神、天の父萬善の本なるハリストス救世主の正教であります。どうぞ皆様は其御善美な大和魂を守りつゝ、進んで之を御研究なさりませ、浮世の妄説に頓着なく、勇氣と熱心

を以て公平に正直に、之を研究して、其果して我等の宣ぶる所が虚偽であるか、眞實であるか、ハリストス神の福音が果して嘉ばしき眞理であるか、迷ひであるか、各々其本心に偏頗でなく、靜かに判断してごらんなさい。

『彼(救主神)ハ衆人が救ヒテ得、及ビ眞理ヲ知ルニ至ラン
 ナ欲ス』
 (テモスイ前二の四)。

神の福音



258
772

轉居
廣告

東京府北豐島郡上田端五十番地
著作兼
發行所

水島行楊

B-1

明治四十一年二月以降の新刊及び再版廣告

基督教雜說	全一冊	定價金三錢	郵税三冊まで二錢
活神の宗教	全	五錢	四冊まで二錢
神の照管	全	五錢	三冊まで二錢
近古の六大成聖者	全	六錢	二冊まで二錢
神の家	全	四錢	三冊まで二錢
再版 祈禱の勧め	全	四錢	四冊まで二錢
再版 教理略解	全	六錢	三冊まで二錢
再版 不死の生命	全	三錢	五冊まで二錢
再版 守護天使の事	全	四錢	三冊まで二錢

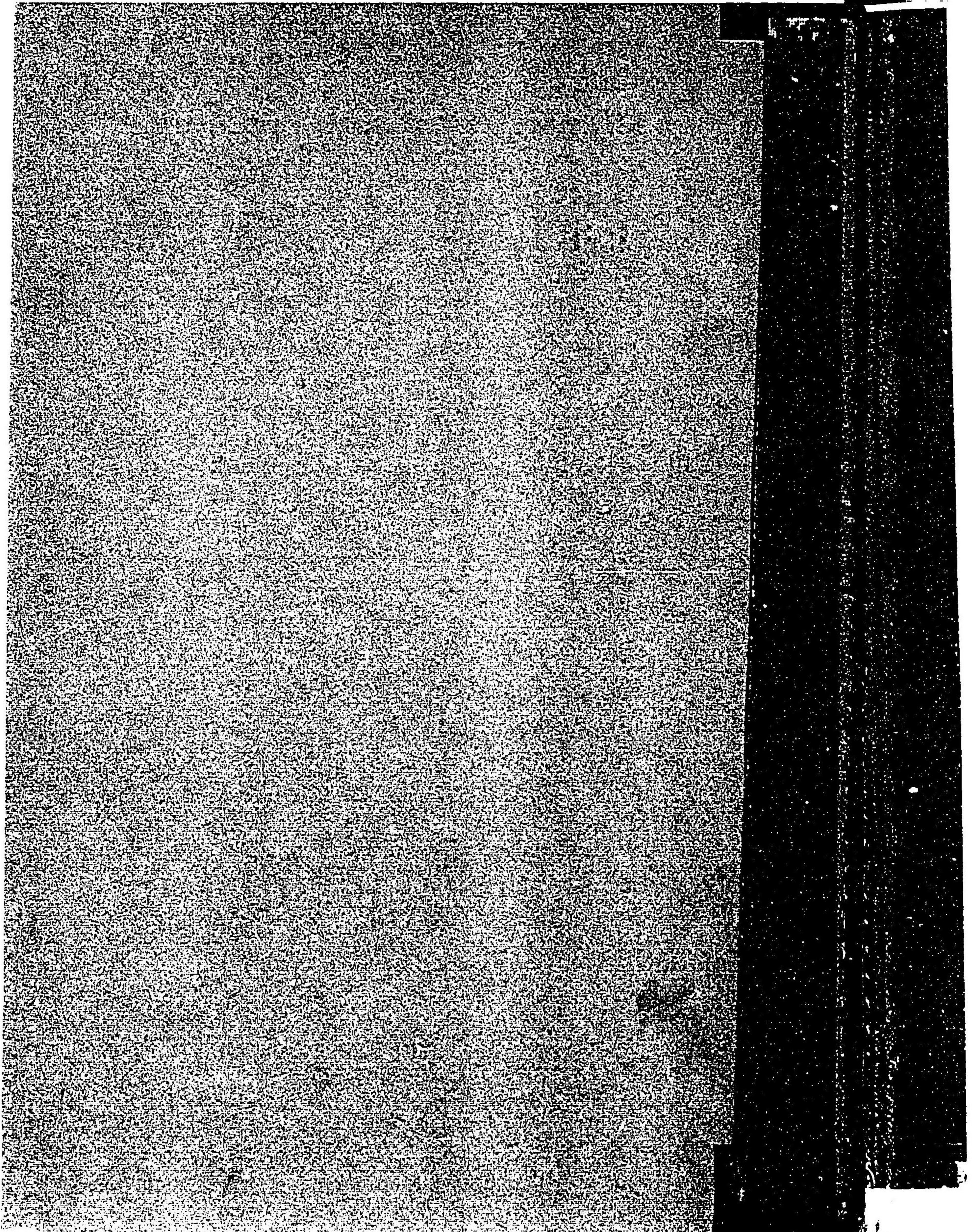
明治四十一年八月十九日印刷
年九月廿五日發行

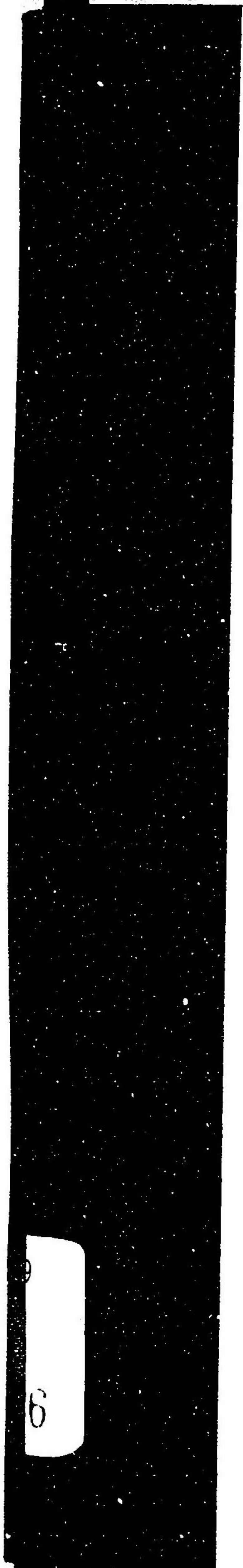
發行所

著作兼發行者 東京市神田區三崎町三丁目一番地 幸吉
印刷者 東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地 幸吉
發行所 東京市神田區駿河臺東紅梅町六番地 幸吉
正教本會事務所 (電話本局二千五百六十九番)



印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地 幸吉
電話本局二千五百六十九番





6

斯民と斯教

国立国会図書館

020650-000-1

特49-236

斯民と斯教

水島 行楊/著

M41

ABI-0466



